

## とくしまサイクリング観光周遊プロモーション実施業務仕様書

### 1 委託業務の名称

とくしまサイクリング観光周遊プロモーション実施業務

### 2 委託業務の目的

現在、整備が進められている大鳴門橋自転車道の開通を契機とし、国内外のサイクリストや観光客に向けて、サイクリングを活用した、鳴門地域を中心とする県内の観光スポットやグルメの紹介などを通じ、徳島県における観光周遊をPRし、本県でのサイクルツーリズムに対する認知度の向上に繋げる。

### 3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) インフルエンサーの招聘

##### ア インフルエンサーの選定、監督等

(ア) 主に鳴門地域を訪れる観光客をターゲットとして、徳島県でのサイクルツーリズムを国内及び国外（韓国）に周知するため、影響力のあるインフルエンサーを起用すること。

(イ) インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況についての管理監督を行うこと。

##### イ 招聘インフルエンサーの詳細

(ア) プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）など、徳島県のサイクルツーリズム認知度向上に資するインフルエンサーを提案すること。なお、招聘するインフルエンサーについてはプロポーザル終了後、委託者と協議の上、決定する。

(イ) 大鳴門橋自転車道の開通を契機として、鳴門地域を訪れる国内外の観光客、サイクリストをターゲットにリーチできる人選とすること。

##### ウ 留意事項

(ア) 招聘にかかる旅費、滞在経費等の一切の経費を負担すること。

(イ) 招聘に際して関係機関等から請求書が発行された場合、受託者対応とすること。

#### (2) インフルエンサーによる情報発信

##### ア 情報発信回数等

(ア) 被招聘者のSNS等を通じて、トレンドを踏まえた様々な媒体（動画やライブ配信）等を活用した情報発信を行うこと。

(イ) 発信の時期については令和9年1月から3月までの間に実施することとし、発信回数、配信期間等については委託者と協議の上、決定すること。

イ 訴求コンテンツ

(ア) 大鳴門橋自転車道の開通を見据え、本県ならではの自然・食・文化などの観光コンテンツとサイクリングを絡めた発信を行うこと。

(イ) 本県の認知度向上に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

(ウ) 具体的な内容については委託者と協議の上、決定すること。

ウ 成果物の提供

業務履行過程でインフルエンサーの制作した成果物は、本県が実施するプロモーションやセールス活動等は無償で利用できるものとし、使用用途に合うデータ形式を提供すること。

(3) インフルエンサー事業の成果把握

ア KPI の設定

発信回数、PV 数、再生回数、リーチ数等の成果指標（KPI）を設定すること。

イ 実施業務の分析及び提言

実施した業務について、下記項目を参考とした分析結果を報告すること。

(ア) インプレッション数、リーチ数、クリック数、シェア、コメント数等

(イ) ユーザー属性（年齢、性別）

ウ 進捗報告

業務についての進捗報告は随時行うこと。なお、報告内容について、委託者が不足と判断した場合には、修正を指示することがある。

(4) 広報宣伝・情報発信

ア 大鳴門橋自転車道の関係自治体（鳴門市、兵庫県、南あわじ市）と連携した広報宣伝・情報発信を実施し、認知度向上を図るため、以下に掲げるいずれかの方法により、本業務の目的を踏まえたPRを行うこと。

・雑誌、WEBメディア、SNS等による情報発信

・主に関西圏で開催される観光・サイクリング等関連イベントへの出展

・上記以外の広報目的を満たすために効果的と考えられる手法

イ アによるいずれの方法の場合においても、具体的な手法、ターゲット層及び目標とする指標を明確にするとともに、その達成に向けて取り組むこと。

5 成果品

事業完了後、以下の成果品を提出すること。

(1) 事業実施報告書 1部

(2) 業務で制作した動画、画像の電子データ 一式

(3) 業務内容に係る分析結果等に係る電子データ 一式

## 6 留意事項

- (1) 適正かつ円滑に本業務を実施するため、受託者は県と密接な連絡をとり、本業務の実施にあたり不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに双方で協議を行うものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、関係法令等を遵守するとともに、履行にあたって許可等が必要となる場合は、受託者において遺漏なく行うこと。
- (3) 成果物等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は必要な費用の負担及びそれに伴う一切の手続きを行うこと。また、著作物関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 本仕様書に基づく業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受託者との協議により、改めて決定する。